

答 申 書

(案)

令和3年6月 日

群馬東部水道企業団
水道料金審議会

1 はじめに

群馬東部水道企業団は、平成28年4月から「持続可能な水道による安定した水の供給」を目的として、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町の水道事業を統合し事業を開始した。

この広域化により、スケールメリットを活かした事業運営が可能となり、職員数の見直しによる人件費の削減や包括委託による業務の効率化を実現した。また、国からの広域化の交付金を活用して、施設の統廃合や老朽管の更新を進めるとともに、令和2年度には、群馬県企業局が運営する新田山田水道と東部地域水道を事業統合することで、管内水源の一元化を達成し、最適な水運用が可能となった。

一方、水道料金に関しては、「群馬県東部水道事業の統合に関する基本協定書」を締結する際、「水道料金については、統一する。ただし、経過措置期間を設ける。」とし、広域化の成果を水道料金に反映させることから、現在においても、事業統合前の3市5町の8通りの料金表に基づいて料金算定を行っている。

一水道事業同一料金を基本とする水道事業において、水道料金の不平等は大きな課題であり、群馬県との事業統合を達成した今日、水道料金の統一を進める時機である。さらに、人口減少や節水機器の普及により、水道使用量の減少に伴って水道料金の収入は減少傾向にあり、老朽化施設の更新や災害対策実施のための財源確保には限界が生じつつある。

このような状況の中、水道事業の健全性や経営の安定性を確保し、経営基盤の強化を図るため、群馬東部水道企業団水道料金審議会では、企業長から諮問を受け、令和2年8月から7回にわたり審議会を開催した。

そして、当審議会では水道事業の現状、経営状況と今後の見通しを踏まえて、水道料金の統一と適正な水道料金体系のあり方について、調査審議を行った。

については、審議の内容を踏まえ、水道料金の統一及び適正な水道料金体系のあり方について、次のとおり答申する。

2 答申事項

(1) 料金統一について

水道料金は、事業統合前の8通りの料金表に基づいて料金算定を行っており、構成する市町により異なっている。

水道法において、「能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること」「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」と定められており、一水道事業同一料金の原則により、料金負担の公平性の観点から料金の統一を図る。

あわせて、水道料金の収入の減少や水道施設の老朽化が深刻化している中、健全な事業運営のための財源確保として、水道料金の適正化を図る。

(2) 料金算定方法と料金算定期間について

料金算定方法は、適正な原価に必要な資産維持費を計上する「総括原価方式」を採用する。

料金算定期間は、統一した水道料金が使用者にとって短い期間で急激な負担増加とならないように令和4年度から令和10年度までの7年間とする。

(3) 料金の改定率について

将来の水需要減少を考慮したうえで、料金算定期間における財政の健全性を維持しつつ、施設更新等の必要な事業を実施していくためには、平均改定率30%の引き上げが必要と試算されたが、水道使用者の負担が大きくなるように、事業内容を見直し、平均改定率は15%とする。

(4) 料金の改定時期について

料金改定時期は、令和4年4月1日とする。

ただし、今後の新型コロナウイルス感染症による住民生活の影響や社会情勢、大規模災害の発生状況等を考慮して、適切な改定時期を判断していただきたい。

(5) 料金体系について

用途区分は、一般用、臨時用、湯屋用、私設消火栓の料金設定をする。

すべての構成団体で採用している基本料金と従量料金からなる二部料金制、口径で料金に差をつける口径別料金体系、使用水量の増加に伴い従量料金が高くなる逦増型料金を引き続き採用する。

また、水道の使用状況に応じた料金設定となるように従量料金の水量区画は、5段階とする。

ア 基本料金及び従量料金

持続可能な水道による安定した水の供給を実現するために、水道施設・設備の適切な維持に必要な費用を安定的に確保することが必要である。従量料金による費用回収の割合が大きい場合、水需要減少に伴う水道料金の収入に大きな影響を与えるため、基本料金で回収すべきであることから、新料金表では、基本料金による費用回収の割合を現行料金表と比べ高める。

イ 基本水量の廃止

構成団体の一部で設定されている基本料金に一定の水量を付与する基本水量については、基本水量以内の水道使用者が増加しており、実際に使用した水量よりも高い水道料金を負担することになるため、使用者負担の公平性の観点から廃止する。

ウ 特別従量料金の設定

基本水量の廃止により、生活用口径である13mm及び20mmの小水量使用者の負担が増加しないように、1か月につき、10^mまでの従量料金単価を可能な限り低くする特別従量料金を設定する。

エ 口座割引の適用

口座振替を推奨するため徴収に係るコストを考慮し、口座振替1回あたり、税抜き100円を水道料金から減額する。

(6) 激変緩和措置の適用について

構成団体の現行料金表は大きく異なり、統一した水道料金が使用者にとって短い期間で急激な負担とならないように、段階的に新料金表へ移行する激変緩和措置を適用する。

3 付帯意見

(1) 料金統一に関する住民等への周知

住民や企業に対し、十分な理解が得られるように水道事業の現状や料金統一の必要性について、わかりやすく丁寧な説明を行っていただきたい。

(2) 料金の定期的な見直し

水道料金については、給水人口の動向、経営状況、社会経済情勢等を勘案して、定期的な見直しを行っていただきたい。

(別表)

新料金表

(1 ヶ月当たり、税抜き)

用途	口径	基本料金	従量料金 (1 m ³ につき)				
			1~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51~100 m ³	101 m ³ ~
一般用	13mm	900 円	60 円	100 円	140 円	180 円	200 円
	20mm	1,580 円					
	25mm	6,720 円					
	30mm	10,660 円					
	40mm	18,610 円					
	50mm	30,220 円					
	75mm	76,750 円					
	100mm	130,240 円					
150mm	396,100 円	90 円					
湯屋用		3,000 円					20 円
臨時用		一般用に同じ					300 円
備考 私設消火栓を消防演習のために使用したときの料金は、演習 1 回 10 分 (10 分未満は 10 分として計算) ごとに 300 円とし、私設消火栓を火災時に消防のため使用したときは、これを徴収しない。							